

す。

5 番：先日現地調査に行ってきました。子への所有権移転ということですが、昔から営農上問題はなく、全部効率的に耕作しております。

会 長：続いて南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請人は耕作しており遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号22号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号23号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号23号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮の農業振興地域の農用地区域内2筆です。当案件は、田端農用地区域で営農している譲受人に所有権を移転するものです。譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯3人で農業に従事しており、シャクヤク、露地野菜を作付けしています。また、トラクターや耕運機、もみすり機を所有し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から当該地までの通作距離は約500mで、徒歩で7分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。5番からお願いします。

5 番：先日現地調査しました。登記は田ですが現況は畑の農地です。以前から営農しておりますので問題ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請人は営農しておりますので遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号23号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第2農地法5条の規定による許可申請について、議案番号24号を上程いたします。本案件について、3番が関係人になっておりますので、

当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入席、着席していただきます。

(3番 退席 退室)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号24号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮の市街化調整区域内にある農地1筆です。転用事業の内容は福祉施設であり、予定地は市街化調整区域ですが、事業内容から適地と見込まれるため、申請地を所有権移転を行い、譲受人が転用するものです。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：先日現地調査したところ、畑の周囲には2段ブロック積で南側は駐車場、西側はコンテナ置場になっており、周囲の農地はありませんので影響ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：周囲に農地はありませんので、利用集積上農地転用しても問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号24号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

(3番 入室・着席)

続いて日程第3非農地証明願について議案番号25号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号25号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和56年頃から申請者の弟が庭敷地として利用しており現在に至っています。当地は申請に係る農地からおおむね300m以内に高速自動車国道等の出入口が存することから第3種農地です。かなり以前から庭敷地として存在しており、農地としての実体がなく農地に復元するのは困難と思われます。また、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の5番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番：先日現地調査に行ってきました。相当以前から庭敷地になっており、住宅地になっておりますので他の農地に影響ないためやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号25号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて議案番号26号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号26号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は平成9年に田端716番1が農地であることを知らず田端716番1と716番2の2筆に物置を建ててしまい、農地法の知識がないまま無断転用していました。当地は申請に係る農地からおおむね300m以内に高速自動車国道等の出入口が存することから第3種農地です。建物があるため、農地に復元するのは困難と思われます。また、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当の5番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：先日現地調査に行ってきました。以前から建物が建っているのでやむを得ないと思います。

会 長：これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番：どのくらい経過していれば非農地証明の発行が可能になるのかと根拠を教えてください。

事務局：非農地証明は、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づいて事務を行っております。これによると建築物又は工作物の敷地は10年と定められています。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号26号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第4農地造成工事施工承認願について、議案番号27号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号27号を朗読)

(説明) 本案件は、位置図にありますとおり大曲地区の農用地区域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、小松菜、ほうれん草、さといも等を耕作することを希望しています。当該地東側の農地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先日現地調査に行ってきました。現況は田で境界は土留めを施工する予定であり、事務局で4t車で搬入するとの調整もいただいているので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に

ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号27号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて議案番号28号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号28号を朗読)

(説明)本案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農業振興地域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、栗の木を植えて栽培することを希望しています。当地の周囲に農地はありません。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしますところですが、本日欠席のため私から報告します。

現況は田で北側に住宅、東側と南側が道路になっておりますので埋め立てても問題ないと思います。

会 長：これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号28号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号29号を朗読)

(説明)当該地は小谷農用地区域の3筆で現況は畑です。当該地につきましては、長い間耕作されていない農地になっていましたが、地区担当農業委員と農地利用最適化推進委員の調整により、新規に利用権設定がされる運びとなりました。

期間については2年と8カ月でございます。借り手はトラクター、耕運機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番：先日現地調査をしました。以前から耕作されていない農地になっていましたが、借り手に話をして調整し、貸し手との間で契約がまとまったので利用権設定として議題にあがっているものです。借り手は一生懸命耕作をしていますので問題ないと思います。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査をしました。借り手は実績がありますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号29号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号30号を朗読)

(説明)当該地は田端地区東側の農用地で、茅ヶ崎市萩園との境付近に位置しており現況については畑です。当該地につきましては、それぞれ平成20年から利用権設定され、6回目の更新です。期間については1年間でございます。借り手は過去にも当該地で実績があり、管理機、刈払機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：先日現地調査をしました。借り手は横浜から来ていますが、相当以前から耕作しており技術もありますので問題ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。借り手は実績がありますので遊休農地化防止のため必要だと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号30号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号31号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号31号を朗読)

(説明)当該地は小動の農用地で、藤沢市との境付近に位置しており現況については田です。当該地につきましては、それぞれ平成28年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については3年間でございます。借り手は過去にも当該地で実績があり、トラクター、コンバイン、田植機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：先日現地調査に行ってきました。場所は広域リサイクルセンター東側の水田で借り手は現在水稲中心で熱心に耕作しています。貸し手は病気で耕作できない状況なので問題ありません。

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行きました。遊休農地化防止のため必要だと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

	<p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号31号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に日程第6、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号38号から39号の2件、日程第7、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号40号から41号の2件、日程第8、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号42号から47号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。 事務局：(報告38～47号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、平成31年第4回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成31年第4回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 三留 豊正

本議事録は、令和元年5月24日、承認・署名を得て確定しました。